

山地災害未然防止に関する学習教材制作業務基本仕様書

1 業務名

山地災害未然防止に関する学習教材制作業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

3 業務の目的

近年、局地的な集中豪雨が頻発している。令和2年7月豪雨では、最大513ミリの24時間雨量を観測し、県内では死者67名、行方不明者2名などの甚大な被害が発生した。また、山地においても県内各地で山腹崩壊や治山施設被害が発生し、被害額は約352億円にまで及んだ。

激甚化する災害から身を守るためには、県民への山地災害に対する防災意識の向上を図り、被害の未然防止につなげていくことが重要である。本県では、令和2年7月豪雨を契機とし、被災した市町村において令和4年度より小学生を対象とした防災教育に取り組んでいる。

令和2年7月豪雨以降も毎年山地災害が発生しており、さらに、同豪雨で被災した地域以外においても広範に災害が発生している。このような中、山地防災意識の向上を目的とした普及啓発活動を全県的に展開していくため、小学生を対象とする山地防災教育に使用（配布・公表）する動画等の学習教材の制作に取り組むものである。

4 業務内容

（1）授業用動画制作

ア 制作物

・授業用動画（35分程度）

小学生向けとし、授業時数1コマで使用することを想定した動画。

・簡易版（10分程度）

県ホームページで公表し、授業外で視聴・学習ができることを想定した授業用動画の簡易版となるもの。

イ 基本事項

- ・小学生向けに可能な限り平易な内容とすること。また、漢字にふりがなをつける等、小学生が理解できるよう十分に配慮すること。
- ・授業用動画は、教員等が動画に沿って進行すれば授業が成立するようなプログラムとして機能する教材とすること。
- ・動画（プログラム）途中にクイズやグループワークの時間を設ける等、小学生を飽きさせない工夫をすること。
- ・動画には写真、撮影映像、アニメーション等を可能な限り用いること。
- ・動画にはくまモン等を使ったイラスト（キャラクター）を登場させ、小学生が

親しみやすいよう工夫をすること。なお、イラストデザインについても本委託にて行うこと。

ウ 構成

以下のとおりとする。なお、契約後、業務を進める中で受発注者間の協議により内容を変更する場合がある。

項目	内容
1 山地災害の概要	山地災害の事例紹介。令和2年7月豪雨等の県内でこれまでに発生した山地災害の写真等を活用し、学習者に山地災害を身近なものとして捉え危険性を認識させる。
2 山地災害発生のメカニズム等	災害の起こりやすい地形、気象条件（集中豪雨等）を解説。アニメーション等を可能な限り用い、災害のイメージが伝わる内容とする。
3 山地災害から身を守る防災行動	山地災害から身を守るための防災行動について説明。気象情報、災害の危険信号（前兆現象）、早期避難等の防災行動への意識づけを促す内容とする。
4 山地災害危険地区とは	県が指定する山地災害危険地区（3種類）について説明。身近な危険箇所を把握し備えることの重要性を伝える。
5 治山工事とは	治山工事の目的（山地災害箇所の復旧、被害の未然防止等）と種類（溪間工、山腹工等）について説明。治山施設の効果が伝わるように、施設設置前後の比較や施設有無による比較事例等を紹介。現場取材等により治山施設が完成するまでの過程等を記録し、学習者に治山工事（施設）に興味をもってもらえるような内容とする。
6 森林の公益的機能と災害に強い森づくり	森林の有する災害に係る公益的機能（土砂災害防止機能、水源涵養機能）について説明。公益的機能を発揮させるために必要な森林管理について説明。
7 まとめ	1から6までの総括。

（2）授業用テキスト制作

ア 制作物

・授業用テキスト

小学生向けとし、授業時数1コマで使用することを想定したテキスト。

イ 基本事項

- ・小学生向けに可能な限り平易な内容とすること。
- ・（1）アの授業用動画と併用して授業で使用することを想定し、内容について相互に関連し、整合をとったものとする。
- ・テキストには写真、イラスト等を可能な限り用いること。

- ・テキストにはくまモン等を使ったイラスト（キャラクター）を登場させ、小学生の気を惹くような工夫をすること。なお、イラストデザインについても本委託の中で行うこと。

ウ 構成

以下のとおりとする。なお、契約後、業務を進める中で受発注者の協議により内容を変更する場合がある。

項目	内容
表紙	小学生の興味を惹くデザインとすること。
1 山地災害の概要	動画と同様。
2 山地災害発生メカニズム等	〃
3 山地災害から身を守る防災行動	〃
4 山地災害危険地区とは	〃
5 治山工事とは	〃
6 森林の公益的機能と災害に強い森づくり	〃
7 まとめ	〃
裏表紙	発行元の連絡先、動画アクセス先等の紹介

5 成果物について

以下の内容を整理しとりまとめたものを、電子媒体（DVD等）で正本1部、副本10部納品すること。また、動画・テキストに使用した素材は別途電子媒体で納品すること。なお、電子データはYouTubeや県ホームページに掲載できる形式とし、DVD等はケースに収納のうえ表面に標題・写真等の印刷を行うこと。

- ・授業用動画（全体版）
- ・授業用動画（チャプター版）※チャプター毎に動画ファイルを分割したもの
- ・簡易版
- ・授業用テキスト

受託者は成果物納入にあたり、委託者に成果物の内容について事前に確認を受けるものとする。

6 業務にあたっての留意事項

（1）著作権について

ア 本業務においては著作権の取扱いに十分注意すること。

イ 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第2

8条の権利を含む。)は全て委託者に帰属するものとする。

- ウ 受託者は本業務の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- エ 受託者は業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像、写真、音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- オ 受託者は本業務に関し第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 その他

- (1) 制作に係る一切の費用は、本事業費に含むものとする。
- (2) 業務にあたっては関係法令を遵守し、関係機関等への許可届出が必要な行為を行う場合は、必ず事前に手続きを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、受託者と協議のうえ解決すること。
- (4) 業務にあたっては、管理責任者を配置し、委託者と速やかに連絡ができる体制を整えること。